

○鹿児島県土地利用対策要綱

昭和49年12月24日

公報

改正 昭和59年8月15日

平成8年7月15日

平成9年3月31日

平成12年3月28日

平成13年5月1日

平成19年3月30日

平成31年3月29日

鹿児島県土地利用対策要綱を次のように定めた。

鹿児島県土地利用対策要綱

鹿児島県土地利用対策要綱（昭和48年6月1日鹿児島県公告）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、県土の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、開発行為の規制に係る法令の適用を受けない地域における開発行為の指導並びに大規模な開発行為に係る関係法令に規定する許認可等の事前審査としての土地利用に関し必要な指導及び調整を総合的に行うことにより、良好な地域環境の確保及び県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「開発行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 宅地を造成すること。
- (2) ゴルフ場を建設すること。
- (3) 土石を採取し、若しくは採掘し、又は鉱物を採掘すること。
- (4) 樹根を掘採すること。
- (5) その他前各号の行為に準ずる土地の区画形質を変更する行為

（協議）

第3条 鹿児島県内において1団1ヘクタール以上の面積の土地に係る開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、知事に土地利用協議書（別記第1号様式）を提出して知事と協議するものとする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の許可、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可、採石法（昭和

25年法律第291号)第33条の認可又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可を必要とする開発行為で1団10ヘクタール未満の土地に係るものを行おうとする者については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、別表第1に掲げる開発行為には適用しない。

3 土地利用協議書には、事業計画書その他の別に定める図書を添付するものとする。

(経過)

第4条 土地利用協議書の提出は、協議の対象となる土地の所在する区域を所管する地域振興局又は支庁の長を経由してするものとする。

2 地域振興局又は支庁の長は、土地利用協議書を受領したときは、これに意見を付して知事に進達するものとする。

(承認又は中止勧告)

第5条 知事は、土地利用協議書を受領したときは、速やかに当該土地利用協議書について別表第2の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは土地利用を承認し、適合していないと認めるときは土地利用の中止を勧告するものとする。

2 前項の規定による土地利用の承認又は中止の勧告は、当該協議の対象となる土地の所在する市町村の長の意見を聴いて行うものとする。

(事業計画の変更協議)

第6条 前条第1項の規定による承認(以下「土地利用承認」という。)を受けた者は、事業計画書の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事に土地利用変更協議書(別記第2号様式)を提出して知事と協議するものとする。

2 第3条第3項、第4条及び前条の規定は、前項の土地利用変更協議書について準用する。この場合においてこれらの規定中「土地利用協議書」とあるのは「土地利用変更協議書」と読み替えるものとする。

(地位の承継)

第7条 土地利用承認を受けた者について、相続、合併又は分割(土地利用承認に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該土地利用承認を受けた者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により土地利用承認を受けた者の地位を承継した者は、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

3 土地利用承認を受けた者から当該土地の所有権その他の権利を取得した者は、知事の承

認を受けて、当該土地利用承認を受けた者の地位を承継することができるものとする。

(開発協定)

第8条 土地利用承認を受けた者は、速やかに当該土地の所在する市町村の長とおおむね別表第3に定める事項を内容とする開発協定を締結するよう努めるものとする。

2 土地利用承認を受けた者は、前項の開発協定を締結したときは、速やかにその写しを知事に送付するものとする。

(開発行為者に対する指導等)

第9条 知事は、土地利用承認を受けた者に対し、適切な指導を行い、必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができるものとする。

(非協力者に対する措置)

第10条 知事は、この要綱の規定に違反して開発行為を行つた者又は第8条第1項の規定に基づき締結した開発協定を履行しない者のうち必要と認める者に対し、報告又は資料の提出を求め、指導、勧告その他の必要な措置を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、土地利用対策の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和49年12月24日から実施する。

2 昭和49年12月24日前に改正前の鹿児島県土地利用対策要綱（以下「旧要綱」という。）第3の規定に基づいてなされた協議のうち当該協議に係る開発行為が同日以後においてもこの要綱第3条の規定による協議を必要とするものである協議は、同条の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 旧要綱第5の規定に基づく通知を受けた者に係る開発協定の締結、事業計画変更の手續、知事及び市町村長の行政指導並びに開発協定を履行しない場合の措置については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年8月15日）

この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（平成8年7月15日）

この要綱は、平成8年7月15日から施行する。

附 則（平成9年3月31日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年 3 月28日）

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 5 月 1 日）

この要綱は、平成13年 5 月18日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日）

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

- 1 国及び地方公共団体が行う開発行為
- 2 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第14条に規定する法人が行う開発行為
- 3 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う開発行為
- 4 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 5 通常の管理行為
- 6 その他別に定める開発行為

別表第 2

- 1 県及び市町村の土地利用に関する計画に適合し、かつ、地域発展上望ましいものであること。
- 2 関係法令に照らし適法であること。
- 3 公用又は公共の用に供する目的で行う事業の推進に支障を来さないものであること。
- 4 周辺地域の自然環境と調和し、かつ、自然保護及び環境保全を配慮したものであること。
- 5 災害防除、公害防止及び文化財保護のために必要な措置が講じられていること。
- 6 給排水施設、交通施設等が国及び地方公共団体等の既存の施設に著しい影響を与えないよう配慮されていること。
- 7 開発行為を行うために必要な資力及び信用力があること。

別表第 3

- 1 事業計画の実施の時期、期間等に関する事項

- 2 自然環境の保全及び文化財の保護に関する事項
- 3 防災施設の先行的整備, 開発行為に起因する災害発生の場合の補償及び災害発生の場合の復旧工事に関する事項
- 4 道路, 水路, 公園等公共施設若しくは公益的施設の整備及びこれらの施設の維持管理に関する事項
- 5 水源の確保, 廃棄物の処理等に関する事項
- 6 当該土地の転売の禁止及び目的外への使用禁止に関する事項
- 7 開発協定の履行の保証及び不履行の場合の制裁に関する事項

別記

第1号様式（第3条関係）

土 地 利 用 協 議 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

鹿児島県土地利用対策要綱に基づき協議します。

土 地 利 用 目 的						
所 在 地						
面 積 地 目		計	畑 ha	山林 ha	田 ha	原野 ha
			その他 ha			
土 地 利 用 計 画	区 分	施設名	施設内容	面積等		投資額
	主 要 施 設					
	土 地 取 得	着手年月日			平均取得価格 (m2当)	畑 山 原 宅 そ の 他 林 野 地
		完了年月日				
	開 発 行 為	着手年月日				
		完了年月日				
参 考 事 項						
連 絡 先 , 担 当 者				担当者		
電 話 番 号				TEL		

(注) 実測面積が分かっている場合は()書きで面積を記入すること。

第2号様式（第6条関係）

土地利用変更協議書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

鹿児島県土地利用対策要綱に基づき協議します。

承認年月日			
土地利用の目的			
所在地			
変更事項	変更前	変更後	
変更理由			
その他参考事項			
連絡先、担当者 電話番号		担当者	
		TEL	